平成２３年（フ）第７７２４号
東京都板橋区赤塚１丁目34番２号
破産者　株式会社ｍｙｓｔａｒ
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７２６号
東京都板橋区常盤台４丁目22―２
破産者　野上　良江（旧姓村田）
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７４７号
東京都調布市下石原１丁目２番地２
破産者　有限会社ワイビイエス
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７４８号
東京都調布市下石原１丁目２―２―102
破産者　寄本　義夫
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７８０号
東京都足立区佐野１丁目13番８号
破産者　有限会社宮下屋
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７８６号
東京都港区北青山２丁目12番24―401号
破産者　株式会社古澤
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８０９号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目28番10号
破産者　株式会社プラットオフィス
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８１０号
東京都渋谷区本町３―49―15―1113、住民票上の住所東京都文京区白山５丁目33―12―504
破産者　椙本いさむ
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８１４号
神奈川県藤沢市亀井野2693番地６
破産者　株式会社ダイテック
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８３４号
東京都大田区山王４丁目28番６号
破産者　有限会社シナプス
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８３５号
東京都練馬区早宮３丁目45―４―201
破産者　バトリック利江子（旧姓嘉村）
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８５４号
茨城県結城市新福寺６丁目１番地10
破産者　株式会社ＹＴＣ
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８５５号
茨城県結城市大字結城13852―101、住民票上の住所栃木県小山市大字羽川25―24
破産者　武井　由治
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２４８号
東京都港区赤坂６丁目３―12―103
破産者　松山　　啓
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３３０号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目２―24
破産者　江本　真己（旧姓古関・大竹）
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４６２号
東京都府中市美好町１丁目22―10　斉藤荘２号２Ｆ
破産者　中野　弘美
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６４６号
千葉県船橋市北本町２―56―３、住民票上の住所千葉県市川市曽谷２丁目23―１―202
破産者　小田　尚幸
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６８０号
東京都新宿区中落合１丁目３―１―403
破産者　東郷　　智
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９８６号
東京都北区赤羽西４丁目40―９　ビラ赤羽１号102号
破産者　和田裕美子
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９００１号
東京都大田区羽田４丁目３―８―402
破産者　松本　保昭
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部